

## 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請 手数料算定表(令和2年3月24日～)

### ○基本額【表1】

区分	対象	床面積(※1)	評価建築物(※2)	簡易評価法建築物(※3)	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,120円	20,400円	38,760円
		200㎡超 ～	6,120円	21,420円	42,840円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,220円	36,720円	77,520円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	22,440円	64,260円	129,540円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	51,000円	115,260円	219,300円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	89,760円	174,420円	314,160円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	134,640円	310,080円	608,940円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	205,020円	527,340円	1,080,180円
3	非住宅建築物	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,220円	97,920円	255,000円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	30,600円	163,200円	412,080円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	89,760円	264,180円	587,520円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	142,800円	345,780円	724,200円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	179,520円	415,140円	855,780円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	224,400円	486,540円	976,140円
		50,000㎡超 ～	314,160円	630,360円	1,216,860円

※1 区分「2 共同住宅等」の床面積は、共同住宅等の共用部分を評価しない方法による場合は、共用部分を除いた床面積をいいます。

※2 評価建築物とは、別に定める評価機関が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた建築物又は住宅品規格法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けた建築物をいいます。

※3 簡易評価建築物とは、住宅にあってはモデル住宅法、フロア入力法又は仕様基準、非住宅にあってはモデル建物法により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。

### ○基本額算定表

#### 【共同住宅等の場合】

申請対象	申請部分	評価建築物等の該当	共用部分評価	【表1】適用額	備考
住宅部分	㎡	評価建築物 ・ 左記以外	有 ・ 無	円	区分2
手数料額				円	

#### 【非住宅の場合】

申請対象	申請部分	評価建築物等の該当	共用部分評価	【表1】適用額	備考
非住宅部分	㎡	評価建築物 ・ 簡易評価法建築物 ・ 左記以外		円	区分3
手数料額				円	

#### 【複合建築物の場合】

申請対象	申請部分	評価建築物等の該当	共用部分評価	【表1】適用額	備考
住宅部分	㎡	評価建築物 ・ 左記以外	有 ・ 無	円	区分2
非住宅部分	㎡	評価建築物 ・ 簡易評価法 ・ 左記以外	/	円	区分3
手数料額				円	

注1) 床面積は、原則として、建築基準法上の床面積を記入してください。ただし、同法上の床面積に算入されない開放廊下等においても、認定審査の対象となる部分は床面積に含める場合がありますので、このような場合にはあらかじめ相談して下さい。